

青森県教育委員会第297回臨時会会議録

期 日 平成26年2月23日（日）

場 所 教育庁教育委員会室（非公開は教育委員室）

議事目録

報告第1号	議案に対する意見について
議案第1号	青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則案 ・・原案決定
議案第2号	青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則案 ・・原案決定
議案第3号	青森県総合学校教育センター組織規則の一部を改正する規則案・・・・・・ ・・原案決定
議案第4号	青森県立図書館組織規則等の一部を改正する規則案・・・・・・ ・・原案決定
議案第5号	青森県立学校学則の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
議案第6号	青森県教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）の職員の人事に ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
議案第7号	学校職員の人事について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
議案第8号	学校職員の人事について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
議案第9号	学校職員の人事について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定

平成26年2月23日（日）

- ・開会 午前10時30分
- ・閉会 午前11時13分
- ・出席者の氏名
鈴木秀和、豊川好司、清野暢邦、町田直子、橋本都（教育長）
- ・説明のために出席した者の職
佐藤教育次長、中村教育次長、奈良参事、教育政策・学校教育・教職員各課長
- ・会議録署名委員
豊川委員、清野委員
- ・書記
大館利章、村上健

会 議

議事

報告第1号 議案に対する意見について

(佐藤教育次長)

2月24日に開会される県議会第277回定例会に提出予定の一般会計予算案2件、一部改正条例案等11件の計13件の議案について、知事から意見を求められたものであるが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意することとして処理したので、ご報告するとともに、同意した議案の内容についてご説明する。

まず、「平成26年度青森県一般会計予算案（教育委員会所管分）」についてであるが、「青森県教育施策の方針」及び「青森県教育振興基本計画」に基づき、生活創造社会の礎を支える人財の育成に意を用いた結果、教育委員会関係の予算総額は、1千330億5千455万5千円となる。これを平成25年度当初予算と比較すると、16億7千5万円の減、率にして、1.2パーセントの減となっている。

お手元の参考資料3頁をご覧ください。これは先般、教育委員会で議決いただいた「平成26年度の教育委員会の施策の柱」を示したものであり、来年度は、「キャリア教育の推進による人財育成」、「多様なコミュニケーション教育の充実」、「人づくりを通じた地域コミュニティの活性化」の3つを施策の柱に据えている。平成26年度の教育委員会所管分の予算においても、この施策の柱に基づく重点事業を実施するとともに、「教育は人づくり」という視点のもと、新しい時代を主体的に切り拓く人づくりに努めてまいりたいと考えている。

続いて、「青森県都市公園条例の一部を改正する条例案」についてご説明する。

このたびの改正は、消費税率の引上げに伴い、陸上競技場等の使用料の額を改めるためのものである。

次に、「青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例案」についてご説明する。

このたびの改正は、学校職員定数を高等学校、特別支援学校及び小・中学校あわせて、1万2千945人から、173人減の1万2千772人に改めるためのものである。

次に、「青森県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例案」についてご説明する。

このたびの改正は、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の改正に伴い、専攻科に係る授業料以外の授業料及び受講料を徴収しないこととする特例を廃止し、並びに高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請をした生徒等に係る授業料及び受講料の納付期限の特例を定める等のためのものである。

次に、「青森県社会教育委員設置条例の一部を改正する条例案」についてご説明する。

このたびの改正は、社会教育委員の委嘱の基準について、地域の実情に合った設定が可能となるよう、社会教育法が改正されたことに伴い、委嘱の基準を定めるためのものである。

次に、「青森県総合社会教育センター条例の一部を改正する条例案」についてご説明する。

このたびの改正は、消費税率の引上げに伴い、大研修室等の使用料の額を改めるほか、受講料その他これに類する料金を徴収して使用する場合の使用料及び新設する研修室の使用料の額を定めるためのものである。

次に、「青森県立図書館条例の一部を改正する条例案」についてご説明する。

図書館の喫茶施設は、現在、自動販売機のみを設置する無人の喫茶施設として使用しているが、食事や図書館及び近代文学館の情報発信ができるなど、多目的なスペースとして活用することが利用者のより一層の利便性向上に繋がるものと考えられるため、喫茶施設の廃止に伴う所要の整備を行うものである。

次に、「青森県営スケート場条例の一部を改正する条例案」についてご説明する。

このたびの改正は、消費税率の引上げに伴い、スケートリンク等の使用料の額を改めるためのものである。

次に、「青森県武道館条例の一部を改正する条例案」についてご説明する。

このたびの改正は、消費税率の引上げに伴い、主競技場等の使用料の額を改めるためのものである。

次に、「青森県立郷土館条例の一部を改正する条例案」についてご説明する。

このたびの改正は、消費税率の引上げに伴い、ホールの使用料の額を改めるためのものである。

次に、「職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例案」についてご説明する。

このたびの改正は、地方公務員法の一部改正に伴い、高齢者部分休業をすることができることとなる職員の年齢については、地域の実情に応じて、条例で定めることとされたことから、その年齢を、現行制度を維持し、「定年から5年を減じた年齢」と定めるものである。

ただいまご説明した条例の施行日は、いずれも平成26年4月1日からとなっている。

次に、「公の施設の指定管理者の指定の件」についてご説明する。

これは、本年3月31日をもって指定管理者の指定が終了する青森県武道館の指定管理者として、公益財団法人弘前市体育協会を指定するためのものであり、指定期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間としている。

最後に、「平成25年度青森県一般会計補正予算（第5号）案（教育委員会所管分）」についてであるが、今回の補正予算の歳出予算額は、5億8千31万8千円の増額となっている。これを既決予算額と合計すると、補正後の歳出予算額は1千313億9千857万円となる。

なお、計上した歳出予算の主な事業については、県立学校の大規模改修や校舎の長寿命化・重点改良工事、校舎等の新改築工事等を予定している。

（鈴木委員長）

何か質問、意見はあるか。

なければ、報告第1号については了解した。

議案第 1 号 青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則案
(非公開の会議に付き記録別途)

議案第 2 号 青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則案
(非公開の会議に付き記録別途)

議案第 3 号 青森県総合学校教育センター組織規則の一部を改正する規則案
(非公開の会議に付き記録別途)

議案第 4 号 青森県立図書館組織規則等の一部を改正する規則案
(奈良参事)

平成 25 年 10 月に新たな公文書管理制度が導入され、保存期間が満了した歴史公文書を適切に保存する機関として、平成 25 年 12 月に「青森県公文書センター」が設置された。

これに伴い、教育庁における「行政文書の管理」及び「歴史公文書の保存等」に関する事務について統一した対応を行うよう、所要の整備を行う必要がある。

本規則では、青森県立図書館、青森県立少年自然の家、青森県立郷土館の各教育機関における総務担当課の所掌事務について整備するものである。

なお、この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行するものである。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第 4 号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第 4 号は原案どおり決定する。

議案第 5 号 青森県立学校学則の一部改正について

(奈良参事)

この度の改正は、青森県立大湊高等学校とむつ市立大湊中学校の連携型による中高一貫教育の解消及び青森県立森田養護学校の障害種別の追加に伴う、所要の整備を行うものである。

まず、青森県立大湊高等学校とむつ市立大湊中学校の連携型による中高一貫教育の解消

についてであるが、連携型選抜による大湊高等学校への入学者数が減少したことや、むつ市内において小中一貫教育を導入したことなどから、平成20年度にむつ市教育委員会と協議し、連携型による中高一貫教育を発展的に解消することとした。

今回の改正は、平成25年度末をもって、連携型選抜により大湊高等学校に入学した生徒が在籍しなくなることから、所要の整備を行うものである。

また、青森県立森田養護学校の障害種別の追加についてであるが、本県における特別支援学校の教育の充実・発展に資するため、昨年9月に策定した青森県立特別支援学校教育推進プラン・後期実施計画に基づき、西北地区において、知的障害と肢体不自由の複数の障害種別に対応した専門的な教育の充実を図るため、同校の障害種別に肢体不自由を加えるというものである。

なお、施行期日は、平成26年4月1日である。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第5号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第5号は原案どおり決定する。

議案第6号 青森県教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）の職員の人事について
(非公開の会議に付き記録別途)

議案第7号 学校職員の人事について
(非公開の会議に付き記録別途)

議案第8号 学校職員の人事について
(非公開の会議に付き記録別途)

議案第9号 学校職員の人事について
(非公開の会議に付き記録別途)